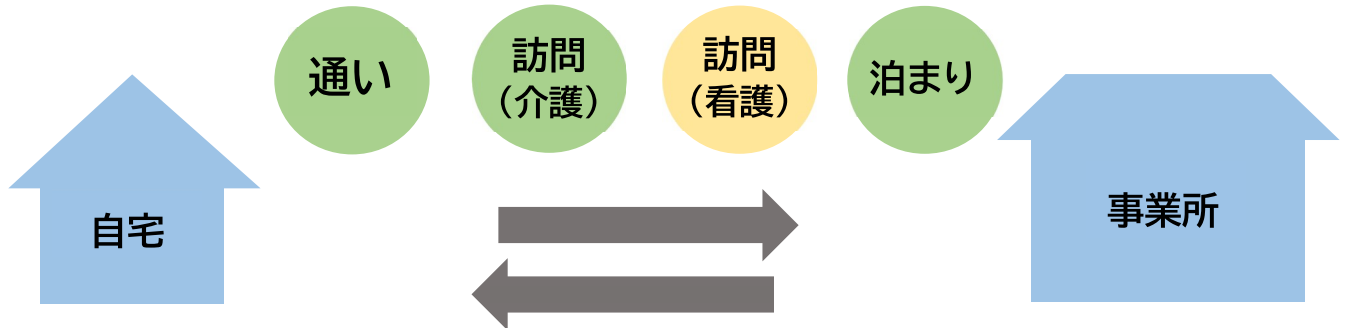


看護小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護は、住み慣れた自宅・地域で生活を続けられるように、「通い」を中心として、「訪問(介護)」、「訪問(看護)」、「泊まり」を組み合わせ、介護と看護の一体的なサービスを受けることができます。



●対 象

- ・要介護1～5の方
 - ・原則、施設と同じ市区町村に住民票のある方
- ※要支援の方は、利用できません。

●特 徴

●特徴1

ひとつの事業所で、「通い」、「訪問(介護)」、「泊まり」に加えて、「訪問(看護)」のサービスを利用者の状態や家族の状況に応じて、柔軟に組み合わせながら利用者の在宅サービスを支援します。

●特徴2

1事業所の利用者登録定員は29名以下で、少人数に限定したサービスを提供します。

- ・通いサービスの定員:15名以下
※一定の要件を満たした場合は18名以下
- ・宿泊サービスの定員:9名以下

●特徴3

医療的ニーズにも対応したサービスです。

●特徴4

利用料は月額定額制です。
※利用料のめやすは、2ページ目をご覧ください。

●特徴5

「通い」で顔なじみになった職員がその他のサービスも対応するため、安心してサービスを受けることができます。

●どんな人に向いているの?(例)

- ・医療ニーズがあっても、在宅生活を継続したい方
- ・認知症の方(認知症でない方でも利用できます)
- ・環境の変化が苦手な方
- ・いつも顔なじみの職員からサービスを受けたい方
- ・状態が変わりやすい方
- ・24時間を想定したサービスが必要な方(重度)

●利用料は、月額定額制です！

1か月あたりの自己負担のめやす(1割負担の場合)

要介護1	12,447 円	要介護4	27,766 円
要介護2	17,415 円	要介護5	31,408 円
要介護3	24,481 円		

※このほか、加算サービス費、宿泊費、食費、日常生活費がかかります。

※利用状況によって、各サービスをそれぞれ契約した場合より費用が高くなる可能性があります。

●小金井市内の事業所(看護小規模多機能型居宅介護)

事業所名	住所	電話番号
花織こがねい	小金井市貫井北町 2 丁目 6 番 25 号	042-381-9787

●ご利用方法

事業所へ、直接ご連絡ください。

※介護サービスを利用されている方は、現在ご利用の居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、または施設のケアマネジャーへご相談ください。

▲ご注意▲

○ 利用には、ケアマネジャーの変更が必要です

ケアプランの作成は、事業所のケアマネジャーが担当します。

現在、担当のケアマネジャーがいる場合は、ケアマネジャーの変更が必要です。

○ 併用できない介護保険サービスがあります

他の居宅サービス・地域密着型サービスの利用が制限されます。

※訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与・販売、住宅改修は利用できます。